令和6年7月22日付地方税法施行規則様式改正への対応について (法人事業税・特別法人事業税・法人都民税)

令和6年度税制改正に基づき令和6年7月22日に地方税法施行規則様式が改正されました。改正内容や改正後の様式は、<u>総務省のホームページ</u>に掲載されています。

これを受け、東京都では、現在、様式の改訂作業を行っています。

改正後の様式の提供を開始するまでの間は、原則として旧様式により申告いただいて差し支え ありません。

ただし下記に該当し、旧様式による申告が困難な場合は地方税法施行規則様式(上記総務省ホームページに掲載されているものと同じものです。)を使用して申告してください。

- 1 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税の繰戻還付を受けた場合(令和 6年4月1日以後終了事業年度)
 - ・第6号様式別表2の5 (控除対象還付法人税又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書)
 - 第6号様式別表2の6(控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書)
 - ・第6号様式別表5 (所得金額に関する計算書)
 - ※ 第6号様式別表5(所得金額に関する計算書)を添付する義務のある法人が上記の事由に該当した場合
- 2 電気供給業を行う法人が以下の(1)又は(2)の規定による控除を受けようとする場合
- (1) 地方税法附則第9条第8項の規定による控除(地方税法施行令附則第6条の2第2項第 1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。)
- (2) 地方税法附則第9条第24項の規定による控除
 - ・第6号様式別表6(収入金額に関する計算書)

控除対象還付法人税額又は控除対象 第六号様式別表二の五 法人名 事業年度 個別帰属還付税額の控除明細書 控除対象還付法人 事業年度又は 税額又は控除対象 既に控除を 控除未済額 当期控除額 翌期繰越額 個別帰属還付税額 受けた額 連結事業年度 (1)-(2)(用紙日本産業規格A4) (5) 1 2 3 4 円 円 円 円 (第 二条・第十条の二関係) [別紙十六] 計 当 期 分 中間期間において 生じた控除対象 還付法人税額 上の うち 上記以外 円 円 合計

控除対象還付対象欠損 第六号様式別表二の六 法人名 事業年度 調整額の控除明細書 控除対象還付 還付対象 欠損金額 (①×23.2/100 又は①×19/100) 既に控除を 控除未済額 当期控除額 翌期繰越額 事業年度 受けた額 2-3 (用紙日本産業規格A4) 1 2 3 4 (5) 6 円 円 円 円 円 (第 二条・第十条の二関係) [別紙十八] 計 期 当 分 中間期間において 生じた還付対象 欠 損 金 額 上の 上記以外 円 円 合計

管 理 番 号

※ 処理 事項 法人番号 令和 月 事年 業度 月 令和

整 理 番 号 事務所 🖔

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

																	※ 処理 事項	整	理 1	番 号	争務	州 分	官	理(- 号	申告区分	Ц.
																		上」 法人	番号		111	V		+			ラブ号 村宝房
法	人 名																	<u>二八</u> 事	業	2	令和		年	月		<u>/</u> 日から	
																		年	度		令和		年	一月		日まで	. I =
	所	得	全	額	13		1	す	る		—— 計	曾	i į	幸 (法負	育72	条の	2第	1項	第1	号に		げる	事業)		」 (担日
		1.0		HXX		1/5					• 1			-						第 4	号				/		□ 月 7
		所	得	金	額	<i>の</i>	計	算+億	百刀	e!	#.		F+J	非		課	税	所	得				分 ——	計	算		 角
所得金	を額(法人種					1	76	1 105			<u>.</u>		外国の事	外国末の			事務所	斤又は	事業原	斤の期	36					人	糸
加	別所得税 損金の額					(3)				-	-		の事業に帰属する所得	期	末	0)	総	従	業 者	数	37)						日本産業表
/31	当額損金の額	に算入し	た海外	投資等指	員失準備	(4)	1			1	+		写る所	外国	ョか		生 ず +(9)):			所 得	38					Η.	打夫格
		の繰入額 に算入し		法人税の)額	5	1						<u>得</u> 鉱	鉱物	の掘		- シ/ <i>-</i> 業と精			<u></u> ・通じ	60						
算)合併等	又は残え	会財産の	全部分	6	1	-1-1-		1	+		物の	て算			得 金額又	71+4-	☆ 口 /	7 [] 7	39						┨ ; ┨┧
71'	出守によ	小	貝生守り	ク譲渡利 計	加賀	7	1						掘採							ご金額	40						t
減	益金の名	質に算入 こからの)	した海外 戻入額		損失準	8	1	-1-1-			1 1	_	事業の	鉱産 価額	税の	課税	標準で	である	べき鈴	広物の	41)						1
	外国の引	事業に帰れ	属する店			9							所得	鉱牛	勿の		採 9×41		の	所 得	(42)						第五
	外国の引されたタ	事業に帰り ト国法人	属する所 脱の額	所得に対	して課	10							1.4.				<i>y</i> / (41)	/ 49									1 4 1 1 1 1 1 1 1 1
算	の損金針					(1)																					
	利益又に	り信託及び は収益の2	分配の額	頁の損金	算入額	12																					_
	非適格の 配等によ	つ合併等	又は残る 資産等の	会財産の の譲渡損	全部分 失額	13																					另糸二
		小		計		14																					-
仍	ζ	計		1)+7	- 14)	15																					- - - -
夕	国の事	事業 に	帰属	する所	行得	16																					
再	仮	計		15-	-16	17	_			1.																	l
非	林業		係		近 得	18																					l
非課		り掘採				19	_			1	+		***														l
税等所		と険等!				20				-	-		備														l
得	農事組	.合法人	の農業		る所得	21				-	-																l
-		小		計		22	-			1	-																l
	「得 金 額 越欠損金				-22 資金	23	_			-																	l
額	の当期控 務免除等	空除額				24	1			-			考														
	の当期担					25				-	+																l
	「得金額甲 「鉱床探釦			23-24- 鉱床探£		26 27	1			-	+																
農)特別控例 是業経営基		準備金	積立額(の損	28	-																				l
農	≦算入額 ↓用地等を		た場合	の圧縮額	額の	29	-																				l
関	金算入额	2港用地	整備準	備金積	立額	30	1			1	+																
中)損金算及 中部国際空		準備金	積立額の	の損	31)	-	-1-1-																			
	≥算入額 ₣投資等準	生備金種	立額の	損金算	入額	32	1	1 1		-		_															
特	定事業活動	として特別	新事業開	拓事業者0	り株式	33	1				+																
特	取得をしたり定事業活動	として特別	新事業開	拓事業者の	り株式	34	1				+																
	取得をした ¹ 計 26-27					35	1				+																
П	нI — М	- 60 - 60	-6i	, ne ⊥no	, 99	(S)	, 1			1 ,	<u>, i ,</u>																J

第六号様式別表六 収入金額に関する計算書 法 事業 第2号 (法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業) 人 年度 名 摘 要 金 額 (用紙日本産業規格A4) 円 法 第 収 七 + 入 金 条 O(第五条関係) 額 O+ 兀 総 0) [別紙 額 第 計 (1)項 O控 規 除 定 13 さ ょ n る 収 る 入 金 金 額 額 計 2 (1)-(2)差 引 計 (3) 法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。) (4) 法 附 則 第 9 条 第 8 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。) (5) 法 附 則 第 9 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 6 法 附 則 第 9 条 第 18 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 法 附 則 第 9 条 第 19 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 8 法 附 則 第 9 条 第 20 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 9 法 附 則 第 9 条 第 21 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 (10) 法 附 則 第 9 条 第 22 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 (11) 法 附 則 第 9 条 第 24 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 (12) 計 (3) - (4) - (5) - (6) - (7) - (8) - (9) - (10) - (11) - (12) $\widehat{(13)}$